

議案第54号

令和2年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 丹生谷 利 和

原 俊 司

河 本 英 樹

白 石 勇 二

池 田 美 恵

向 田 将 央

上 田 貞 人

吉 富 健 一

角 田 敏 郎

渡 部 克 彦

菅 泰 晴

雲 峰 広 行

地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定の一部改正について

地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定の一部を次のように改正する。

記

地方自治法第180条の規定による軽易事項の指定の一部改正

第3項中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改める。

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法 (抄)

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。